



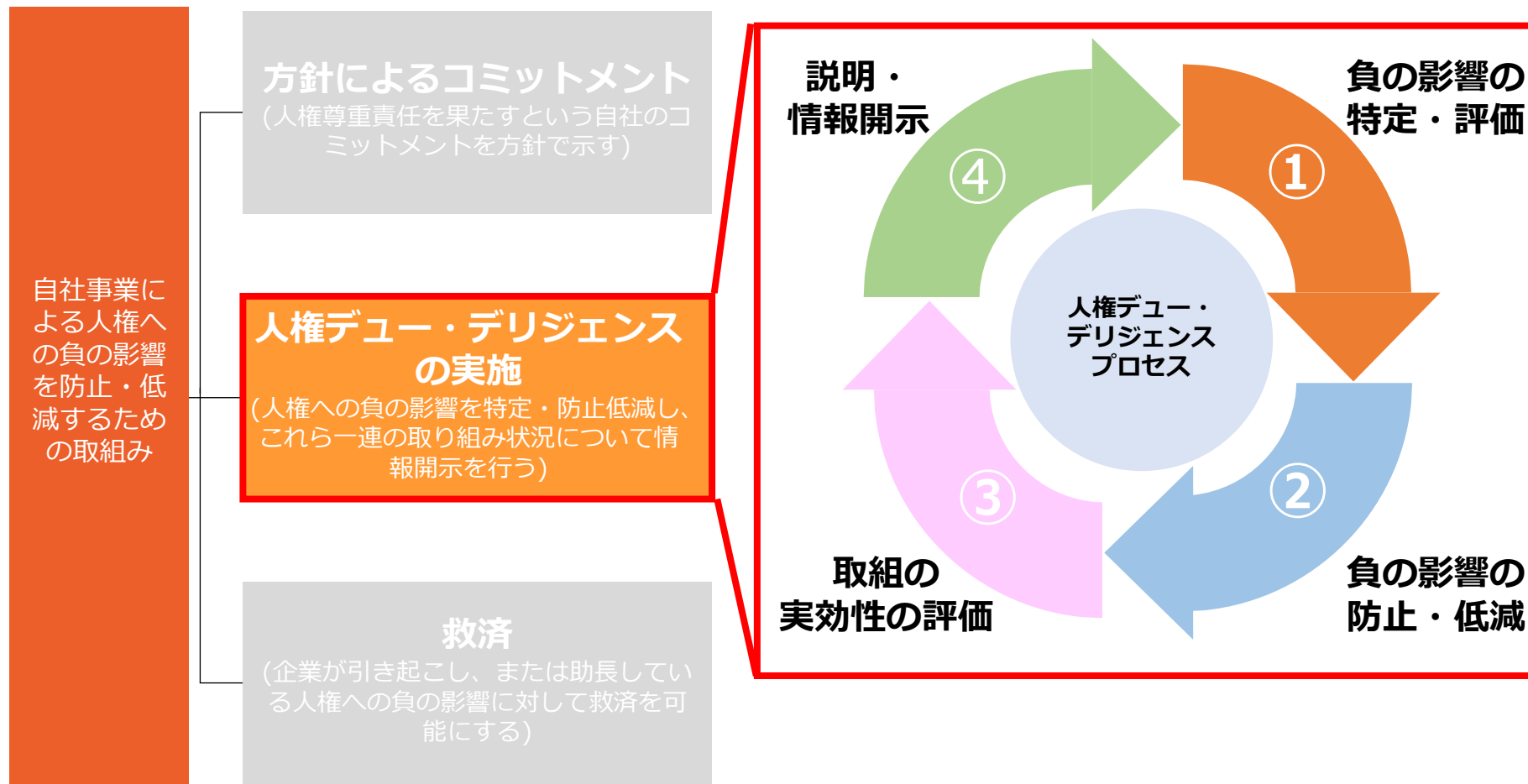
ENEOS

人権デュー・デリジェンスの実施

2025年度

人権尊重の取り組みの全体像

- ✓ 国連ビジネスと人権に関する指導原則（以下、指導原則）では、企業が人権を尊重の責任を果たすために、「方針によるコミットメント」「人権デュー・デリジェンスの実施」「救済」の取り組みを求めています。
- ✓ 今回は、人権デュー・デリジェンスの実施プロセスについて説明します。



法務省 今企業に求められる「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書「ビジネスと人権」への対応 詳細版を参考に作成

✓ 人権デュー・ディリジェンスでは、まずは、負の影響の特定・評価を行います。

Step1

リスクが重大な事業を特定

- 自社が関与している、又は関与し得る人権侵害リスクを特定・評価するべく、最初のステップでは、自社の事業のうち、リスクが重大な事業領域を特定します。
- 事業領域におけるリスク把握をする際は、セクター（事業分野）のリスク、製品・サービスのリスク、地域リスク、企業固有のリスクの4つの要因から検討します。

Step2

負の影響の発生過程の特定

- 自社の事業やビジネスにおいて、人権の負の影響がどのように発生するか（誰がどの人権について負の影響を受けるか）その状況や原因を特定します。
- 特定にあたっては、社内資料（苦情処理メカニズムの情報等）に基づく調査やサプライヤー調査、従業員アンケート・ヒアリング等を行います。

Step3

負の影響への 対応の優先順位付け

- 確認された人権侵害リスクの全てに直ちに対処することが難しい場合、人権侵害リスクの深刻度、発生可能性の高いものから対処します。
- 優先順位は、状況の変化に応じて変化するものであるため、継続的に影響評価を実施することが必要です。

出典：責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料

Step1：リスクが重大な事業を特定

- ✓ 負の影響の特定・評価のため、自社の事業領域やビジネス上のうち、リスクが重大な事業領域を特定します。その際、社内関連部門（例：営業、人事、法務・コンプライアンス、調達、製造、経営企画、研究開発棟）や専門家等と、以下の人権侵害リスクを確認していきます。

リスク	確認ポイント	リスクの例
セクターのリスク	自社のセクター（事業分野）の特徴、活動、製品および製造工程に関連する負の影響を確認します。	- 調達先等での児童労働、強制労働 - 石油・ガス採掘による地域コミュニティへの影響
製品・サービスのリスク	特定の製品・サービスの開発又は利用において使用される原材料等又は開発・製造工程関連する負の影響を確認します。	- 職場の健康及び安全 - 長時間労働
地域のリスク	特定の国・地域の状況に関連する負の影響を確認します。	- 紛争リスク - 強制労働、児童労働
企業固有のリスク	自社・グループ会社、サプライヤー等において、企業のガバナンス体制の問題や、人権侵害リスクとの関わりについて指摘を受けたことがないかなど、企業固有の状況から負の影響を確認します。	—

出典： [責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン](#)

Step2：負の影響の発生過程の特定

- ✓ 確認された人権侵害リスクについて、その状況や原因を確認します。確認に際しては、以下のような方法で行うことが考えられます。



社内資料に基づく確認・調査

- 苦情処理メカニズムに寄せられた人権侵害リスクの情報活用（サプライヤー含め）
- 取引先との間で人権侵害リスクを防止する取り決めがあるか契約書等を確認



自社・サプライヤーへ質問表調査

- サプライヤー等に対する自己評価アンケートの定期実施（取引先の人権尊重の方針や体制等の確認）
- 従業員に対するアンケート・ヒアリングの定期実施（自社内外の人権侵害リスクの発生を確認）



現地調査・訪問

- 取引先への現地調査（労働環境の現場視察、労働者・管理者へのインタビュー等）



ステークホルダーとの対話

- ステークホルダーとの対話（労働組合、NGO等）
- 人権分野の専門家等の対話

Step3：負の影響への対応の優先順位付け

- ✓ 確認された人権侵害リスクの全てにただちに対処できない場合、対応の優先順位付けを行います。
- ✓ 優先順位付けにあたっては、「深刻度」「発生可能性」から評価していきます。最も深刻な影響を判断するにあたり、重要な指標が「深刻度」です。

深刻度	規模	人権侵害による影響の大きさ (例：人体の健康に対する影響度合い)
	範囲	負の影響を受ける人の人数 (例：負の影響は地理的にどこまで広がるか)
	救済困難度	負の影響からの回復可能性 (例：補償によって元の状態に戻るか)
発生可能性	人権課題が発生する可能性の高さ・低さ (例：過去の発生件数、自社内の未然防止策等)	

人権デュー・ディリジェンス①

- ✓ Step1～3を踏まえて、負の影響の特定・評価にかかる検討イメージとなります。
- ✓ 経産省「[責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料](#)」にて、負の影響の特定・評価を検討するにあたっての作業シートも公開されていますので、ご活用ください。

Step1・2で検討した
人権課題を列挙

＜作成イメージ＞

Step3で評価したリスクの
深刻度・発生可能性より
取り組みの優先づけ

人権課題	ステークホルダー	リスクケース	深刻度	発生可能性	優先度
長時間労働	調達先・労働者	調達先サプライヤーで働いている外国人労働者の長時間労働が発生している	高	高	高
地域住民への影響	地域住民・コミュニティ	鉱山開発に伴う、水や土地の乱用、汚染、大気中の有害物質の排出により、地域環境が悪化している	高	中	高
差別	従業員	性別、人種、宗教・思想の違いにより社内で差別的な発言が散見される	中	低	低
XXX	XXX	XXX			
XXX	XXX	XXX			

出典： [責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン](#) を参考に作成⁶

- ✓ 影響評価を実施し、優先順位づけを行ったリスクに対して、企業は負の影響を防止・軽減するための措置を講じる必要があります。企業と人権への負の影響の関わりによって、必要となる対応措置は異なりますので、状況に応じた適切な対応が求められます。

自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合（Cause / Contribute）

企業が取べき対応

人権の負の影響を引き起こしたり助長したりする活動を直ちに停止するとともに、将来その活動が再発しないように対応する。契約上、又は法的な理由により、当該活動を直ちに停止することが難しい場合は、その活動の停止に向けた工程表を作成し、段階的に活動を停止する。

具体的な対応例

自社内において、技能実習生のパスポートを保管していたり、技能実習生との間でその貯蓄金を管理する契約を締結していたことが発覚したため、直ちに是正したうえで、社内の他部門およびサプライヤーに対してもそのような取り扱いの有無の確認をするとともに、それらが違法であることを周知し、取りやめを求める。

自社の事業・製品・サービスが人権の負の影響に直接関連している場合（Directly Linked）

企業が取べき対応

負の影響を引き起こし又は助長している企業に対して、影響力を行使することで当該の人権侵害等を防止・軽減するように努める。
影響力がない場合には支援を行うことにより、当該の人権侵害等を防止・軽減するように努める。

具体的な対応例

児童労働が発覚したサプライヤーに対して、雇用記録の確認や、児童が雇用された原因の分析を行い、その結果を踏まえて、更に徹底した本人確認書類のチェック等の児童の雇用を防ぐための適切な管理体制の構築を要請する。また、貧困故に就労せざるを得なかったその児童に就学環境改善支援を行っている NGO に協力する。

取引停止について：取引停止は、負の影響と自社の関連性を断ち切るものであって、負の影響自体をなくすものではないため、まずは、取引先における負の影響の防止・軽減に努めることが推奨されます。

- ✓ 企業には、自社が関与している人権への負の影響について、実効的に特定・評価・防止・軽減等に取り組んでいるかを継続的に評価し、評価結果に基づいて人権尊重への取組を改善していくことが求められています。



① 情報収集



② 評価・改善

多様なステークホルダーから情報収集

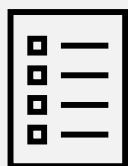
- ・ 従業員、サプライヤーへのアンケートやヒアリングの実施
- ・ 自社・サプライヤーの現場訪問の実施
- ・ 第三者監査・調査の実施
- ・ 自社の苦情処理メカニズムの内容

情報収集に基づく分析・評価と改善

- ・ 収集した情報をもとに評価を実施
- ・ 結果の分析と原因究明
- ・ 明らかになった課題や気づきを基に改善に取り組む
- ・ 分析結果の経営層（取締役会等）への報告

- ✓ 人権への負の影響を防止・軽減するための一連の取組に関して、社内外のステークホルダーに対して情報提供を適切に行い、対応している姿勢を示すことも企業が果たすべき責任の一つです。
- ✓ 仮に人権リスクが生じたとしても、負の影響に向き合い、軽減・防止策を検討していることを積極的に開示していくことで、ステークホルダーの信頼を高めることにつながります。

開示内容・範囲



人権デュー・ディリジェンスに関する基本的な情報を含める

- 人権方針を社内・サプライヤーに浸透させるために講じた措置（研修等）
- 特定した重大リスク領域
- 特定した重大な負の影響又はリスク
- 優先順位づけの基準
- 負の影響又はリスクの防止・軽減に向けた取組
- 実効性評価の方法・結果

情報開示の媒体



- 自社ウェブサイト
- 年次報告書
- 統合報告書
- サステナビリティ・レポート
- 人権報告書